

平成27年4月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	平成27年4月28日(火) 午後1時25分～15時20分まで
出席委員	(10人) 1番：鎌田勝敏 2番：工藤久美子 3番：関谷幸市 5番：押川和夫 7番：田中俊二 10番：後藤ミホ 11番：西 和浩 12番：久保一美 13番：坂本康充 14番：澁谷浩一
欠席委員	(2人) 6番：山田秋吉 8番：堀田計一
出席職員	事務局長：押川道彦 専門監：三隅秀俊 主事：小野大希
会議録署名委員	11番：西 和浩 12番：久保 一美
議事日程	平成27年4月28日(火) 1日間
報告	(1) 4月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について (4条～2件 5条～2件 非農地証明3件) (3) 農家相談日結果報告について(相談なし) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(1件) ② 農地相談員の活動について ③ その他
会議事件	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 議案第19号 非農地証明願いの承認について 議案第20号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第21号 農用地利用集積計画(利用権設定)について
議長(会長) 鎌田 勝敏	ただ今から平成27年4月期の総会を開会いたします。 本日の出席委員は12名中、欠席届2名、10名が出席ですので、総会は成立しています。 まず、議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただきます。何かご異議はありませんか。 (異議なし) それでは、11番：西 和浩委員と12番：久保一美委員にお願いします。 次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の三隅氏と小野氏を指名いたします。 それでは、議事に入ります。まず、議案第16号は、農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読と説明をお願いします。

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第16号農地法第3条の規定による許可申請の承認についてです。</p> <p>【議案第16号受付番号11番、12番について朗読後、説明】</p> <p>受付番号11番は、譲渡人Y. Tさん、譲受人N. Mさんです。申請地は、土地表示大字椎木字石原新田 田2筆 面積1,459㎡です。移動区分は売買で、売買価格は、全部で656,550円です。経営状況は、家族4人、労働力2人、経営面積84,892㎡です。移動の理由は規模拡大利用集積です。担当委員は、8番堀田委員です。</p> <p>受付番号12番は、貸付人O. Iさん代表相続人O. Nさん、借受人T. Tさん。土地表示大字椎木字牛牟田 田2筆 面積2,169㎡です。移動区分につきましては、賃貸借です。賃借料は、10aあたり15,000円となっています。経営状況は、家族5人、労働力2人、経営面積は、11,838㎡です。移動理由は更新です。担当委員は、10番後藤委員です。</p> <p>以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号11番、12番の説明が終わりました。まず11番につきまして担当の堀田委員が欠席であります。事務局の方から補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>8番堀田委員が欠席されていますので代わって事務局で説明させていただきます。譲渡人Y. T外2名で3人の共有名義となっています。Y. TさんはS県、もう一人は東京、あと一人はM市ということで3人とも木城に住んでおられない状況で、今後、木城町に帰ってくる予定もないとのこと。今回、申請地の隣にN. Mさんが耕作されている田があります。そこと合わせて集積し耕作されるということで、今回、売買で挙がってきています。価格は、10a当り450,000円です。以上、ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号12番について、担当の後藤委員から補足説明がありますか。</p>
<p>(10番) 後藤 ミホ</p>	<p>更新のため特に補足説明はありません。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案16号農地法第3条の規定による許可申請の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問無し)</p> <p>よろしいですか。議案16号農地法第3条の規定による許可申請の承認について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請の承認について受付番号11番・12番について原案のとおり承認可決といたします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について上程いたします。 事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、議案第17号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号1番 申請人K. Tさん。土地表示大字川原字今別府 3筆869㎡ 転用目的は豚舎及び進入路。施設の概要 豚舎5棟1,600㎡、堆肥舎320㎡、資材置場320㎡ 進入路ほか3,086㎡の追認申請であります。担当委員は、7番田中委員です。 受付番号2番 申請人は受付番号1番と同じです。土地表示大字川原今別府2筆1,139㎡。転用目的は農業用倉庫及び農業用資材置場。施設の概要 農業用倉庫147㎡ 農業用資材置場300㎡ 進入路ほか692㎡追認申請であります。担当は7番田中委員です。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>担当委員の説明をお願いします。7番田中委員の説明をお願いします。</p>
<p>（7番） 田中 俊二</p>	<p>受付番号1番・2番につきまして現地の事前調査をしました。K. Tさんにつきましては手広く事業をされています。受付番号1番は、図面上、申請地の上の方にブロイラーの鶏舎、下に畑があります。鶏舎と畑の間に進入路を設け奥にある豚舎につなげる計画です。防疫上の観点と利便性を図るためです。 豚舎については、だいぶ前に建てられていて追認申請ということで始末書が入っています。進入路については問題なかったのですが、申請地の一部について農地の部分がありそれを見落として豚舎を建てられたとのこと。 受付番号2番について、倉庫のところについてもとはハウス鶏舎をつくられていたようですが、今は、かんしょ用の保冷库を建てられています。周辺は資材置場等に使っておられます。ここも宅地と誤解をされていたとのこと始末書が入っています。いろいろと手広くやられていますと規模拡大を図る中で勘違いとかされてこのようなことになったようです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 （小野主事）</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案17号農地法第4条の規定による許可申請の承認について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>（12番） 久保 一美</p>	<p>本件について、協議会の方に切替えていただけないでしょうか。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、協議会の方に切替えさせていただきます。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、本会議にもどします。受付番号1番について今回は保留とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>受付番号2番について質疑があればお受けします。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（質問・意見なし）</p> <p>それでは、議案17号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号2番について承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>議案17号農地法第4条の規定による許可申請の承認について受付番号1番については保留、受付番号2番については承認ということで決定します。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>つづきまして議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について上程いたします。</p> <p>事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について受付番号4番 譲渡人Z・Tさん。譲受人H・Hさん。土地表示大字椎木字大畑 地目畑 1筆733㎡。移動区分は売買。転用目的は、農家住宅。142.59㎡、農業用倉庫75.81㎡ 庭用地606㎡。担当委員は、12番久保委員であります。</p> <p>同じく受付番号4番ですが、譲渡人S・Tさん。譲受人は先ほどと同じH・Hさん。土地表示は、大字椎木字大畑 地目 畑 1筆309㎡。移動区分は売買。転用目的及び施設概要は前段と同じであります。</p> <p>つづきまして受付番号5番 譲渡人U・Tさん。譲受人U・Tさん。土地表示は、大字椎木字田畑 1筆408㎡。移動区分は贈与。転用目的は一般個人住宅。施設概要につきましては、一般個人住宅74.33㎡。駐車場333.67㎡。担当委員は、6番山田委員となっております。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号4番につづきまして12番久保委員の補足説明があれば説明をお願いします。</p>

<p>(12 番) 久保 一美</p>	<p>受付番号 4 番につきましては、Z. T さん、S. T さんによる H. H さんの農家住宅と農業用倉庫として申請が挙がっています。土地が 2 つ合わせて 1,042 m²です。H. H さんについては 3 年前から木城に移住されてミニトマトを栽培されています。経営も安定しています。現在 A さんのハウスを借りて栽培されていますが、住宅も圃場の近くがいいということで今回挙がってきています。事前調査の時に雨水は町の排水路にとのことでしたが 4 5 m 程町の排水路まであり長いため、雨水については広谷用水路の水路に流すとのことです。非常に環境面でいいところです。ブロックで土砂の流出が無いようにするとのことで周りに迷惑をかけないようにしますとのことです。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、受付番号 5 番につきまして事務局の補足説明があれば説明をお願いします</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>受付番号 5 番につきまして担当 6 番山田委員が欠席されていますので、代わって事務局で説明をさせていただきます。</p> <p>譲渡人 U. T さん。譲受人は息子さんの U. T さん。譲渡人 (親) の U. T の自宅の隣に息子さんが住宅を建てたいとの申請になっています。場所につきましては田畑地区集落の中にあります。申請地につきましては、農地区分は、第 1 種農地となっていますが、集落に接続して設置されるということで不許可の例外を使い個人住宅を建てられるということです。土砂流出を防止するため周辺にブロック塀をつくことと生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水等は進入口の手前の排水路に排水されるとのことです。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>プロジェクターでの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第 18 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてであります。受付番号順に質疑を受けたいと思います。</p> <p>受付番号 4 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(10 番) 後藤 ミホ</p>	<p>農家住宅であれば 500 m²の縛りはないと思うが、その上限は無いのでしょうか。</p>

<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>県が運用として示しているものですが、一般個人住宅は概ね 500 m²。農家住宅については概ね 1,000 m²。概ねという約 1 割増しで考えます。これは本県独自の見解ということで運用しています。農地法にこの数値が書いてある訳ではありません。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>よろしいですか。ほかに質問はありませんか。他に無いようですので、次に受付番号 5 番について質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質問・異議なし)</p> <p>それでは、質疑が無いようですので議案第 18 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてですが、受付番号 4 番、5 番について承認について賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということですので承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第 19 号であります。議案第 19 号は非農地証明願いの承認についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>【議案第 19 号 受付番号 3、4、5 朗読後、説明】</p> <p>整理番号 1 受付番号 3 申請人は、H. S さんで申請地の土地表示は、大字高城字町 1 筆 登記地目 田 現況 雑種地 面積 450 m²。</p> <p>整理番号 2 受付番号 4 申請人は、前段と同じ H. S さんで申請地の土地表示は、大字高城字町 1 筆 登記地目 田 現況 雑種地 面積 618 m²。</p> <p>整理番号 1 番、2 番については第 3 種農地となっています。</p> <p>事由については、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち次のすべての要件を満たしている。</p> <p>(ア) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域の土地でないこと。</p> <p>(イ) 農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと。</p> <p>(ウ) 集団性のある優良農地でないこと。</p> <p>に該当するものです。担当は、8 番堀田委員です。</p> <p>整理番号 3 受付番号 5 申請人は、N. H さんで申請地の土地表示は、大字高城字下萩原 1 筆 登記地目 畑 現況 山林 面積 830 m²。第 2 種農地。</p> <p>事由については、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうち次のいずれかの要件を満たしている。</p> <p>(ア) その土地が、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。 に該当するものです。担当は、8番堀田委員です。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第19号 非農地証明願いの承認について 整理番号1 受付番号3、整理番号2 受付番号4、整理番号3 受付番号5 担当の8番堀田委員が欠席ですので説明を事務局の方からお願いします。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>8番堀田委員が欠席ですので受付番号3番から5番まで順次事務局の方で説明させていただきます。</p> <p>まず、整理番号1 受付番号3ですが、申請地は第3種農地となっています。当時の所有者はH. Hさんで、相続人H. Sさんからの申請となっています。この土地の経緯については何十年も前から家が建っていた。詳しい事情については本人はわからないということでした。今回非農地で挙げる理由は上記のとおりです。整理番号2番 受付番号4番 こちらについても前段と同様で何十年も前から雑種地の状態となっています。非農地で挙げる理由としては前段と同じです。</p> <p>整理番号3番 受付番号5番 申請人はN. Hさん。申請地は、もともとは申請人の父が昭和51年に死亡する以前から耕作することを辞めていて40数年耕作放棄地となっています。場所が急傾斜地で機械の乗入れ等も出来ない場所です。現在は、山林の状態です。平成26年度の利用状況調査も確認しましたが、担当委員がC-3で非農地という判断をされています。以上ご審議をお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>プロジェクターでの説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>申請地の状況について、プロジェクターにより説明。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第19号は非農地証明願いの承認について順次質疑を受け付けます。整理番号1 受付番号3について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>(7番) 田中 俊二</p>	<p>整理番号1 受付番号3の農地については、耕運すればすぐ作物ができ耕作できるように見えますが、周囲の状況で非農地として認めざるをえないのでしょうか。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>昔から家が建っていたところで、農地であるとは誰も思っていなかった所です。近所から苦情があり家を取り壊した跡地です。写真では、耕作できるように見えますが、中には瓦礫とかあり実際に耕作するには無理があります。農地として復元するのは困難と思われるところです。井戸もあり下水道も通っていて機械をいれて耕作するのは難しい所です。</p>
<p>（7番） 田中 俊二</p>	<p>はい、分かりました。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>他に意見はありませんか。 （他意見・質疑なし） それではその他質疑は無いようですので次の整理番号2番 受付番号4番について質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。 （質問無し） それでは他質疑は無いようですので次の整理番号3番 受付番号5番について質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。 （質問無し） それでは他質疑は無いようですので議案第19号は非農地証明願いの承認について 整理番号1 受付番号3、整理番号2 受付番号4、整理番号3 受付番号5 一括で承認について賛成される方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということですので承認可決とします。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第20号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により利用集積計画の決定を求めるものであります。整理番号1 受付番号4 移動区分 売買。譲受人N. Mさん、譲渡人Y. Tさん外2名。土地表示 大字椎木字石原新田 地目田 1筆 面積488㎡。利用目的 稲作。売買価格 219,600円。支払方法は口座払いです。移転時期・支払期限・引渡時期は、平成27年5月22日となっています。担当委員は8番堀田委員となっています。</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第20号 整理番号1 受付番号4について担当委員が欠席ですので事務局の方から説明をお願いします。 8番の堀田委員が欠席ですので代わりまして事務局の方で説明します。</p>

<p>事務局 (小野主事)</p>	<p>先程の議案第16号農地法第3条の案件で承認いただきましたが、同様の案件であります。今回この申請地が農振農用地の青地ということでここについては基盤強化法を利用して所有権移転をされるということで農用地利用集積計画での所有権ということになっています。ご審議をお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは議案第20号 農用地利用集積計画(所有権移転)について受付番号4について質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑無し) それでは、質疑が無いようですので採決に入りたいと思います。議案第20号 農用地利用集積計画(所有権移転) 受付番号4について承認に賛成される方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということですので承認可決とします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>次に議案第21号農用地利用集積計画(利用権設定)についてであります。事務局長の朗読・説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>議案第21号農用地利用集積計画(利用権設定)について整理番号1番及び3番については更新となっていますので省略させていただきます。 整理番号2番受付番号16番について、移動区分 使用貸借 譲受人O. Aさん、譲渡人S. Sさん。代表相続人S. Kさんとなっています。土地表示につきましては大字高城字平原 地目田 4筆 面積4,936㎡。利用目的は稲作。始期平成27年5月11日終期平成32年5月10日の5年間となっています。賃借料につきましては無料となっています。経営面積2.1ha、家族数5名稼働労働力2名。担当委員は、14番澁谷委員であります。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>議案第21号 受付番号16番につきまして澁谷委員の説明をお願いします。</p>
<p>(14番) 澁谷 浩一</p>	<p>譲受人のO. Aさんが別の所を耕作されていましたが、その土地をSさんに売買されたため新しく賃借できる農地を探しておられたところ、S. Kさんご自身の仕事が忙しく農地を貸したいとのことで今回の運びとなりました。ご審議の程をお願いします。</p>
<p>議長(会長) 鎌田 勝敏</p>	<p>それでは、議案第21号農用地利用集積計画(利用権設定)について受付番号15番、16番、17番一括で質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑無し) それでは、質疑が無いようですので採決に入りたいと思います。議案第21号農用地利用集積計画(利用権設定)について受付番号15番、16番、17番について承認の方は挙手をお願いします。</p>

<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>（全員挙手） 全員賛成ということですので承認可決とします。</p>
<p>協 議 会</p>	<p>1 5月の行事予定について 2 その他</p>
<p>議長（会長） 鎌田 勝敏</p>	<p>以上をもちまして、平成27年4月期の総会を閉会します。</p>
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>